

# 社会福祉法人長井市社会福祉協議会定款施行細則

平成 31 年 3 月 26 日制定

社会福祉法人長井市社会福祉協議会定款施行細則（昭和 41 年 4 月 1 日制定）の全部を改正する。

## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この細則は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款（以下「定款」という。）第 49 条の規定により、法人の管理運営及び業務の執行について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 章 評議員

（評議員の選任手続）

第 2 条 理事会は、評議員の任期満了となる評議員会までに、評議員選任・解任委員会へ次期評議員となるべき候補者を推薦しなければならない。

2 前項の候補者は、次の各号に掲げる区分により選考する。

- |                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| (1) 住民自治組織の団体から                | 4 名以上 5 名以内 |
| (2) 民生委員児童委員協議会から              | 3 名以上 5 名以内 |
| (3) 公私社会福祉事業施設及び団体から           | 5 名以上 7 名以内 |
| (4) 社会福祉関係行政機関から               | 1 名以上 2 名以内 |
| (5) 住民福祉活動の奉仕者又はその代表並びに学識経験者から | 5 名以上 8 名以内 |

3 会長は、選任された評議員に委嘱状を交付し、選任された評議員は、会長に就任承諾書を提出するものとする。

（中途退任）

第 3 条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

（欠員の補充及び任期）

第 4 条 評議員の欠員補充については、第 2 条の規定を準用する。

2 欠員補充された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（評議員名簿）

第 5 条 会長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

## 第 3 章 評議員会

（評議員会の招集）

第 6 条 評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって次の事項を定めるものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項

### (3) 評議員会の議案の概要

- 2 会長は、定款第 14 条第 2 項に規定により、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
- 3 会長は、評議員会を招集する場合は、評議員会の 1 週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

#### (関係者の出席)

第 7 条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

- 2 監事は、定時評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### (議事録)

第 8 条 議長及び議事録署名人 2 名は、評議員会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

- 2 議事録には開催の日時、場所、出席した評議員及び欠席した評議員の氏名、提出議案に対する協議経過の概要及び賛否の数を記載しなければならない。

#### (欠席評議員への報告)

第 9 条 会長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決の結果を記録した書面を評議員会終了後速やかに送付するものとする。

## 第 4 章 役員

### (役員を選任手続)

第 10 条 会長は、役員任期の満了となる評議員会までに、次期役員となるべき候補者を、選考委員会を設けて選考しなければならない。

- 2 前項の候補者のうち、理事の候補者は、次の各号に掲げる区分により選考する。

- |                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| (1) 住民自治組織の団体から                | 1 名以上 2 名以内 |
| (2) 民生委員児童委員協議会から              | 1 名         |
| (3) 公私社会福祉事業施設及び団体から           | 1 名以上 2 名以内 |
| (4) 社会福祉関係行政機関から               | 1 名         |
| (5) 社会福祉法人が経営する社会福祉施設の施設長等から   | 1 名         |
| (6) 住民福祉活動の奉仕者又はその代表並びに学識経験者から | 3 名以上 7 名以内 |

- 3 第 1 項の候補者のうち、監事の候補者は、次の各号に掲げる区分により選考する。

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| (1) 社会福祉事業について識見を有する者から | 1 名以上 2 名以内 |
| (2) 財務管理について識見を有する者から   | 1 名以上 2 名以内 |

- 4 会長は、選任された役員に委嘱状を交付し、選任された役員は、会長に就任承諾書を提出するものとする。

#### (中途退任)

第 11 条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充及び任期)

第 12 条 役員の欠員補充については、第 10 条の規定を準用する。

2 欠員補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員名簿)

第 13 条 会長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

## 第 5 章 理事会

(理事会の開催)

第 14 条 理事会は、毎会計年度に 6 月、9 月、12 月及び 3 月の年 4 回開催する。

2 前項に定めるほか、理事会は、次に掲げる各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会長に会議の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 社会福祉法第 45 条の 18 第 3 項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 2 項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき

(5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき

(理事会の招集)

第 15 条 理事会を招集する場合は、理事会の日の 1 週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知しなければならない。ただし、前条第 2 項第 1 号による開催の場合は、第 2 号の事項を省略することができる。

(1) 理事会の日時・場所

(2) 理事会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

(関係者の出席)

第 16 条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第 17 条 会長及び監事は、理事会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

2 議事録には開催の日時、場所、出席した理事及び欠席した理事の氏名、提出議案に対す

る協議経過の概要及び賛否の数を記載しなければならない。

(欠席理事への報告)

第 18 条 会長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決の結果を記録した書面を理事会終了後速やかに送付するものとする。

## 第 6 章 会長等の執行権限

(会長等の専決事項等)

第 19 条 定款第 28 条に定める会長の専決事項及び定款第 21 条第 4 項に定める常務理事が執行する業務は、別に定める長井市社会福祉協議会事務決裁規程及び長井市社会福祉協議会常務理事職務権限規程において定める。

## 第 7 章 監事

(調査及び差止め請求)

第 20 条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。

この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第 21 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

## 第 8 章 その他

(秘密の保持)

第 22 条 法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的に利用してはならない。

(改正)

第 23 条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。